

米国最高裁判所、人的管轄権の問題で意見が割れる

Publications

2023年9月

ペンシルベニア州では、州外の会社は、ペンシルベニア州務省に登録するまでは、同州で事業を行うことができない。また、ペンシルベニア州法のもと、州外の会社が登録されると、ペンシルベニア州裁判所は当該会社に対する一般的管轄権の行使が認められる。換言すれば、州外の会社は、登録されると、理由の如何を問わず、ペンシルベニア州裁判所で提起されたいかなる訴訟にも応じなければならないことになる。

2023年6月27日、米国連邦最高裁判所は、その意見が割れた判決の中で、このペンシルベニア州法を合憲とした。 *Mallory v. Norfolk S. Ry. Co.*, 143 S. Ct. 2028 (2023)。Gorsuch裁判官は、法廷意見（または、過半数の裁判官の同意を得られなかった部分は相対多数意見）を執筆し、「長年にわたり」この法律を遵守することにより、「Norfolk Southern社は、ペンシルベニア州の裁判所で判断されること、そして、そこで提起されたあらゆる訴訟に応じることに同意した」と結論付けた。また、この同意は、*International Shoe*判決より前の判例、すなわち *Pennsylvania Fire*判決と呼称される1917年の判例のもと、適正手続条項（Due Process Clause）に適合する、と判断した（上記 *Mallory*判決の2037–38頁（*Pennsylvania Fire Ins. Co. of Philadelphia v. Gold Issue Min. & Mill. Co.*, 243 U.S. 93 (1917) を引用））。さらに、Gorsuch裁判官は、相対多数意見において、*International Shoe*判決は、「*Pennsylvania Fire*判決の基礎を著しく損なうものではなく」、むしろ「2つの先例は相互に矛盾することなく並存している」と説明した（上記 *Mallory*判決の2038頁を参照）。

しかし、裁判所は、ペンシルベニア州法や他の同様の法律に対し、眠れる通商条項（Dormant Commerce Clause）のもとで将来争う可能性を残した。Alito裁判官が、法廷意見に一部同調する別の意見で示唆したように、これで「登録に基づく裁判管轄権の話は終わり」というわけではない可能性がある。

州、企業、原告が今回の判決にどのように反応するかはまだ不明である。現在、ペンシルベニア州のように、登録と人的管轄権への同意を実質的に同一視する法律を制定している州はわずかである。他の州も追隨して、同様の法律を制定する可能性がある。Norfolk Southern社や将来の訴訟での別の被告が、眠れる通商条項のもとでこの法律を争い成功する可能性はある。また、裁判所が、本件では僅差で意見が分かれたが、被告である州外の会社が関連する州において長期かつ広範囲にわたる事業展開を行っていない場合には、異なる判断を出す可能性もある。さらに、Norfolk Southern社のような状況に直面した州外の会社にとっては、不便宜法廷地の法理（forum non conveniens）や適切な裁判地（Venue）の選択の問題が前面に押し出される可能性もある。

この記事はJenner & Blockニュースレターに掲載されています。

関連記事

Jenner & Blockニュースレター：2023 9月

関連分野

日本プラクティス

© 2026 Jenner & Block LLP. Attorney Advertising. Jenner & Block LLP is an Illinois Limited Liability Partnership including professional corporations. This publication, presentation, or event is not intended to provide legal advice but to provide information on legal matters and/or firm news of interest to our clients and colleagues. Readers or attendees should seek specific legal advice before taking any action with respect to matters mentioned in this publication or at this event. The attorney responsible for this communication is Brent E. Kidwell, Jenner & Block LLP, 353 N. Clark Street, Chicago, IL 60654-3456. Prior results do not guarantee a similar outcome. Jenner & Block London LLP, an affiliate of Jenner & Block LLP, is a limited liability partnership established under the laws of the State of Delaware, USA and is authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority with SRA number 615729. Information regarding the data we collect and the rights you have over your data can be found in our Privacy Notice. For further inquiries, please contact dataprotection@jenner.com.

Stay Informed

